

2024年度

# 安全衛生計画



# 目次

安全衛生方針	1
I.安全衛生目標	1
スローガン	1
II.労働災害防止の重点実施事項	2～3
III.労働災害防止の三大活動	4
IV.安全衛生の行事・教育等の予定	5
V.具体的労働災害防止対策	6
1. ヒューマンエラーに起因する労働災害の防止	6
2. 墜落・転落による労働災害の防止	7～8
3. 重機・クレーン・運搬車両による労働災害の防止	8～10
4. 交通事故の防止	11
5. 熱中症による労働災害防止	11～12
6. 健康に配慮した現場の改善	13～15
7. 公衆災害の発生防止	15
8. 火災・爆発災害の防止	16
9. 崩壊・倒壊による労働災害の防止	16
10. 飛来・落下による労働災害の防止	16
11. 機械・工具等による労働災害の防止	16
12. 転倒災害の防止	17
13. 高齢者による労働災害の防止	17
14. 年少者・未熟練者による労働災害の防止	17
15. 外国人労働者等による労働災害の防止	17～18
16. 感電災害・電気事故の防止	18
17. 海上・河川付近での事故防止	18
18. 鉄道関連工事（営業線近接工事等）の事故防止	18
19. 悪天候による労働災害の防止	18
社内規定（抜粋）	
墜落・転落災害防止に関するガイドライン（株植木組）	19～22
重機等安全作業ガイドライン（株植木組）	23～25
参考	
化学物質関連参考資料	26～28

## 安全衛生方針

私たちは人命尊重を原点とし、安全衛生水準の向上を図り「健康で安全な安心して働くことができる職場環境」を構築し維持するため、次の活動を積極的に展開していく。

1. 労働災害、交通事故及び公衆災害の発生を防止するとともに、心身の健康の保持増進を図る。
2. 当社の企業活動に携わるすべての人々は互いに協力し、安全衛生活動に積極的に取り組む。
3. 労働安全衛生に関連する法令並びに当社の安全衛生関係諸規程及び工事安全衛生計画を遵守する。
4. 当社の『労働安全衛生マネジメントシステム』に従い、その措置を適切に実施する。

代表取締役社長 日下部 久夫

## I. 安全衛生目標

1. 休業4日以上  
の労働災害の発生 **ゼロ**  
度数率 **0.6以下**

2. 加害交通事故 **5件以下**

※「度数率」とは、100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数(休業1日以上及び身体の一部または機能を失うもの及び死亡をいう)で、災害発生の頻度を表す。

### 【 スローガン 】

「危ないと 感じたときにすぐ改善  
自らつくろう 安全職場」

## II. 労働災害防止の重点実施事項

### 1. ヒューマンエラーに起因する労働災害の防止

- ヒューマンエラー要因12分類を考慮した作業手順書の策定
- 機械・工具類等の災害の防止
- 高齢者、外国人労働者等の適正配置
- 危険な場所や状態の「見える化」促進
- 転倒、腰痛予防への意識向上

### 2. 墜落・転落災害の防止

- 安全な作業床の確保と維持
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの実施
- 墜落・転落の危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の使用
- 脚立の単独使用の原則禁止

### 3. 重機等の災害防止

- 重機等作業計画の作成と運転者、関係作業員への周知
- 作業区画の明確化と、立入禁止区域の厳守
- グーパー運動、玉掛3・3・3運動の実施
- 重機等の用途外使用の禁止
- 移動式クレーンの転倒災害防止

## 4. 交通事故・違反の防止

- 当社従業員・協力会社作業員への交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- 横断歩行者に配慮した運転（歩行者優先意識の向上）
- 若年・高齢ドライバーの安全運転自己啓発強化
- 工事に伴う道路使用条件の遵守と運行経路の確認、保安対策の実施
- 工事に伴う交通影響の近隣住民等への事前説明・周知

## 5. 健康に配慮した職場の改善

- 熱中症等の作業環境の測定監視による健康障害の防止
- 石綿、粉じんによる健康障害の防止
- 化学物質等による健康障害の防止
- こころとからだの健康増進
- 感染症予防、防止対策

# Ⅲ. 労働災害防止の三大活動

## 1. ひと声相互注意活動

- お互いに“なまえ”で呼び合うことにより、他職間の協調性を向上し、仲間を危険から守るという一体感を高揚させる。
- 危険状態に気づき、自分と仲間の不安全行動や不安全な状態を回避する。



## 2. 5S (整理・整頓・清掃・清潔・躰)

### レベルアップ活動

- 職場内に5S活動を定着する事で、快適な職場環境を確保する。
- ヒューマンエラーの12分類に起因するリスクを低減する。(特に不慣れ、危険軽視・慣れ、不注意、近道・省略行動への対策)
- 作業効率を向上させて、工事全体の安全状態を確保する。



## 3. 現場点検巡視改善活動

- 不安全行動や危険状態を見逃さず、気づく感性の向上を目指す。
- 作業の手順やルールの確認を的確に実施し、不具合を改善する。
- 危険な状態又は、問題のある状態の“見える化”を実践する。



## IV. 安全衛生の行事・教育等の予定

月	安全衛生重点活動・行事	安全衛生教育等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 墜落・転落災害防止強調月間</li> <li>● 春の全国交通安全運動(4/11~20)</li> <li>● 熱中症予防強化キャンペーン(4/1~9/30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全衛生計画説明会(社員/協力会社)</li> <li>● 新入社員安全衛生教育</li> <li>● 交通安全KYT配布</li> <li>● 安全運転講習(柏崎自動車学校)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重機災害・工具取扱い災害防止強調月間</li> <li>● STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン(5/1~9/30)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全衛生計画説明会(協力会社)</li> <li>● 現場KYT配布</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国安全週間準備期間(6/1~30)</li> <li>● 環境月間</li> <li>● 安全大会(6/26)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱中症予防強化月間</li> <li>● 全国安全週間(7/1~7)切削工具の日</li> <li>● 夏期災害防止強調期間(7/8~8/31)</li> <li>● 夏の交通事故防止運動(7/22~7/31)</li> <li>● 新潟ゼロ災宣言運動(7/1~12/31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全KYT配布</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 夏期災害防止強調期間(~8/31)</li> <li>● 電気使用安全月間(経済産業省)</li> <li>● 墜落・転落災害撲滅キャンペーン(8/1~9/10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場KYT配布</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国労働衛生週間準備期間(9/1~30)</li> <li>● 秋の全国交通安全運動(9/21~30)</li> <li>● 防災週間(9/1~7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全KYT配布</li> <li>● 安全担当者会議・研修会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国労働衛生週間・電動工具災害防止運動(10/1~7)</li> <li>● 秋のUSD交通事故防止運動(10/8~31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新入社員安全衛生教育</li> <li>● 現場KYT配布</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定自主検査強調月間</li> <li>● 火災防止月間(秋季全国火災予防運動)</li> <li>● 地下埋設物安全旬間(11/1~10)</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業年末年始労働災害防止強調期間(12/1~1/15)</li> <li>● 冬の交通事故防止運動</li> <li>● 冬季無災害運動(12/1~2/29)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● JR工事管理者(在)安全教育訓練(新潟)</li> <li>● 交通安全KYT配布</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業年末年始労働災害防止強調期間(~1/15)</li> <li>● 冬のUSD交通事故防止運動(1/16~2/15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場KYT配布</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冬のUSD交通事故防止運動(~2/15)</li> <li>● 転倒災害防止月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全担当者会議・研修会</li> <li>● JR工事管理者(在)安全教育訓練(長野)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業年度末労働災害防止強調月間(3/1~31)</li> <li>● 春季全国火災予防運動</li> </ul>	

注) 1. 安全衛生教育、特別教育等は、本店・現場・協力会社の要請により随時実施 2. 現業部門の階層別安全教育は、各部門の計画による 3. 現業部門・安全環境部連絡会議(随時開催) 4. 新潟本店・東京本店安全協議会の活動、教育は別途実施 5. 月の色はワイヤーロープ点検色を示す

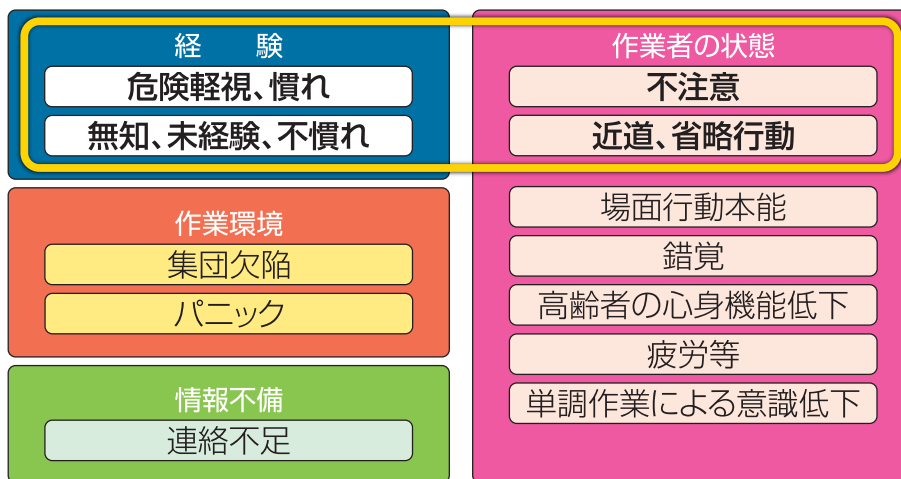
# V. 具体的労働災害防止対策

## 1. ヒューマンエラーに起因する労働災害の防止

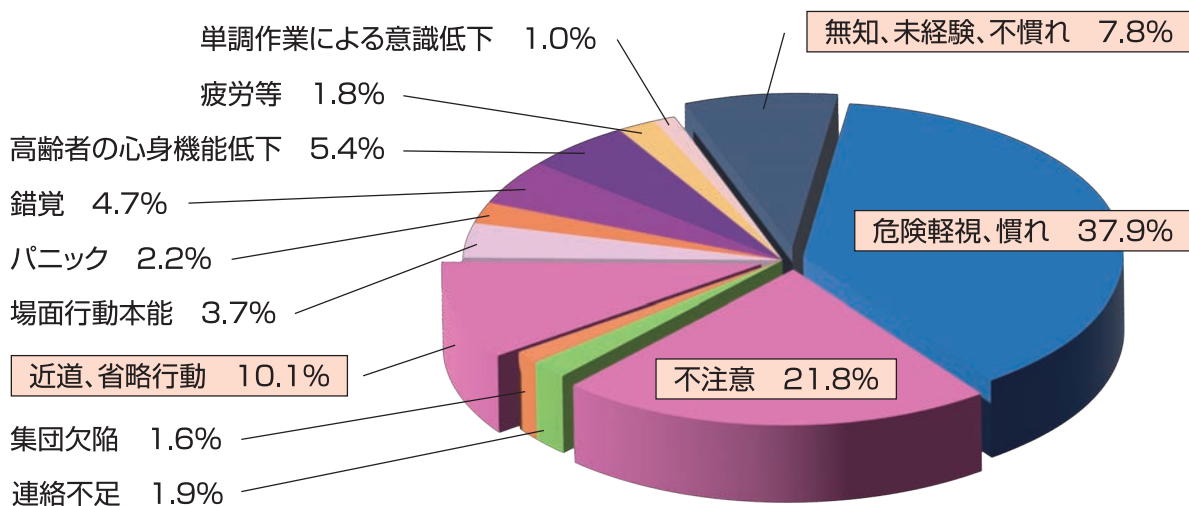
### 1.1 作業所及び協力会社実施項目

- a) 労働災害防止の三大活動の確実な実施
- b) リスクを低減した作業方法、代替品への変更、作業設備機械等の改善
- c) RKY 活動に基づく作業箇所の安全確認と即時是正、気づき力の向上
- d) 手順を遵守し、不安全行動をさせない安全教育の実施
- e) 作業所長、職長・安全衛生責任者による現場巡視の徹底
- f) 身体機能低下などを考慮した高齢者の適正配置と作業環境の改善
- g) 年少者、未熟練者、外国人労働者に対する教育と適正配置の実施
- h) 転倒、腰痛を想定した KY 実施
- i) 危険な場所、状態がわかる「見える化」した仕組みを構築し、「ムリ」「ムラ」「ムダ」の低減を推進
- j) 作業開始前・作業変更時の一人 KY 3H（初めて・変更・久しぶり）作業の事前準備と監視

### ヒューマンエラー要因の12分類



### ヒューマンエラー原因別



(独立行政法人労働安全衛生総合研究所 調べ)



## 2. 墜落・転落による労働災害の防止

### 2.1 作業所実施項目：管理面

- a) 「墜落・転落災害防止に関するガイドライン」(植木組) (※P 19 掲載) 「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 令和5年12月26日発行) に基づく作業計画の作成
- b) 施工計画検討会で抽出された問題事項に対する改善策を、作業所で作成する作業計画及び変更時計画に反映
- c) 作業計画作成の際、「足場」は高さに関わらず組立図を作成するよう指導
- d) 協力会社が作成した作業手順書の作業方法に対する墜落・転落災害発生の可能性、重大性の低減処置・指導の実施
- e) 足場上での作業開始前、及び足場の組立・変更後、悪天候後の足場の点検者を確認(未定の時は指名)し、その記名による点検及び記録の保存
- f) 脚立の単独使用作業は原則禁止。昇降設備で損傷、変形したものは使用禁止
- g) 新規入場者教育での現場状況・現場特有のルール等の周知
- h) 安全教育の計画・実施及び協力会社が実施する安全教育に対する指導及び支援
- i) 作業場所に応じた墜落制止用器具の使用状況の確認と指導
- j) 墜落制止用器具の使用に配慮した取付設備の設置
- k) フックの掛替が必要な作業は、二丁掛け墜落制止用器具の使用徹底指示と確認
- l) 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用

二丁掛けポスター  
より



## 足場からの墜落防止措置が強化されます

厚生労働省 リーフレット 令和5年6月発行の  
「足場からの墜落防止措置が強化されます」  
より

### ●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●

1

#### 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

令和6年4月1日～

2

#### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

令和5年10月1日～

3

#### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

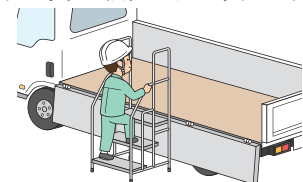
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

令和5年10月1日～

### 2.2 作業所実施項目：不安全状態・行動の排除

- a) 足場、開口部等からの墜落防止設備の設置  
(作業床・手すり・幅木・安全ネット・親綱・誘導標識等)
- b) 安全な作業通路の確保及び昇降設備の設置
- c) 移動足場・可搬式作業台の適正使用の指示及び確認
- d) 脚立の単独使用の許可判断と適正使用の指示及び確認
- e) 各作業エリア及び作業が輻輳する箇所での具体的な整理整頓の指示と確認
- f) 点検及び巡視による危険箇所の早期把握と即時是正
- g) 墜落時保護用保護帽着用の指導
- h) 梯子等は三点支持で安全昇降
- i) 最大積載量2トン以上の貨物自動車の荷役作業時は、昇降設備の設置及び保護帽の着用

厚生労働省 リーフレット  
トラックでの荷役作業時における  
安全対策が強化されます。より



可搬式の踏み台等の例

## 2.3 協力会社実施項目：管理面

- a) 送り出し教育及び新規入場者教育での現場状況・現場特有のルール等の周知
- b) 墜落・転落災害防止に関する法規制及び「墜落・転落災害防止に関するガイドライン」(植木組) (※P 19 掲載) に基づく作業の実施
- c) 作業手順書の作成とリスクアセスメントと対策の確実な実施
- d) 脚立の単独使用の原則禁止と単独使用の許可申請、使用方法の周知・確認
- e) 足場始業前点検、組立・変更後、悪天候後の点検及び記録の保存
- f) 「足場組立て等作業従事者特別教育」修了者の配置
- g) 特別教育が必要な作業には「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」修了者の配置
- h) 作業場所に合った墜落制止用器具等の適正な使用状況の確認と指導
- i) フルハーネス型墜落制止用器具の取付設備への適正な使用状況の確認と指導

## 2.4 協力会社実施項目：不安全状態・行動の排除

- a) 職長・安全衛生責任者等適格者による安全点検(作業開始前・随時・悪天候後の作業再開前)の実施及び記録の保存と墜落危険箇所の即時是正
- b) 職長・安全衛生責任者による作業方法・手順等の適切な指示及び実施状況の確認
- c) 足場、型枠、鉄骨等作業主任者の選任と直接の作業指揮
- d) 手すり、囲い等取り外す場合の元請への確認及び作業終了後の即時復元と報告
- e) 移動足場・可搬式作業台の取扱いルールに沿った使用の徹底
- f) 脚立の単独使用の原則禁止と単独使用時の使用許可証の確認と適正使用
- g) 墜落時保護用保護帽の着用
- h) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)による、作業区間・作業動線・通路の確保
- i) フックの掛替が必要な作業は、二丁掛け墜落制止用器具の使用徹底指示と確認
- j) 梯子等は三点支持で安全昇降

## 3. 重機・クレーン・運搬車両による労働災害の防止

### 3.1 作業所実施項目：管理面

- a) 「重機等安全作業ガイドライン」(植木組) (※P 23 掲載) に基づく作業計画の作成
- b) 施工計画検討会で抽出された問題事項に対する改善策を、作業所で作成する作業計画及び変更時計画に反映
- c) 作業計画に基づく、機械の選定・配置、有資格者の配置、作業手順等の確認及び改善の指示
- d) 混在作業における作業間の連絡調整
- e) 悪天候時の作業中止基準遵守
- f) 新規入場者教育での現場状況・特性・現場特有のルール等の周知
- g) 安全教育の計画、実施及び協力会社が実施する安全教育に対する指導及び支援
- h) センサー、モニター等危険予知システムの採用された車両系建設機械の積極的活用

### 3.2 作業所実施項目：不安全状態・行動の排除

- a) 持込機械の承認と使用機械の点検・是正状況の確認
- b) 作業計画に基づく、機械の選定・配置、有資格者の配置、作業手順等の確認
- c) 各作業エリア及び作業輻輳部での具体的な整理整頓指示と確認
- d) 接触防止対策として、旋回範囲内等立入禁止区域の設定、明示と合図の統一
- e) 重機等の用途外使用の禁止
- f) 移動式クレーン等脚部の地盤状況の確認及び安全確保
- g) 玉掛け作業の3・3・3運動の実施指示と確認(※P 10 掲載)
- h) グーパー運動の実施指示と確認(※P 10 掲載)
- i) 最大積載量2トン以上の貨物自動車の荷役作業時は、昇降設備の設置及び保護帽の着用

### 3.3 協力会社実施項目：管理面

- a) 作業計画に基づいた作業手順書・重機作業計画書の作成と実施
- b) 送り出し教育での作業計画・作業手順の周知
- c) 「重機等安全作業ガイドライン」(植木組) (※P 23 掲載) に基づく作業の実施
- d) オペレーターによる重機等作業計画書(運搬車両を含む)の作業前確認と作業中の携行
- e) 持込機械の定期・特定自主検査(年次・月次)実施状況の確認と報告
- f) 作業開始前の運転者、玉掛者及び誘導員による合図方法の確認と実行
- g) 職長・安全衛生責任者による作業状況の点検、確認及び指導
- h) センサー、モニター等危険予知システムの採用された車両系建設機械の積極的活用

### 3.4 協力会社実施項目：不安全状態・行動の排除

- a) 持込機械の定期・特定自主検査(年次・月次)の実施
- b) 持込機械、玉掛け用具等の始業前点検の実施と不良品の排除
- c) 適格な玉掛けワイヤロープ及び吊り具の使用
- d) ブーム・アウトリガー未格納警報装置が付いた車両積載型トラッククレーン(ユニック車)の使用促進
- e) 移動式クレーン等脚部の地盤状況の確認及び安全確保
- f) 玉掛け作業の3・3・3運動の徹底(※P 10 掲載)
- g) 重機等の用途外使用の禁止
- h) 運搬車両への鉄板・土砂等の過積載禁止
- i) 5Sによる、作業区画・作業動線・通路の確保
- j) 重機作業エリア付近での合図・誘導と指差し呼称確認の実施
- k) やむを得ず重機作業エリアに立ち入る際のグーパー運動の実施(※P 10 掲載)
- l) 作業手順や用具の変更を安易に行わない

厚生労働省 リーフレット令和5年6月発行「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」より

## トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



### 改正のあらまし

- 1** 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます 令和5年10月1日～  
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます(一部例外あり)。
- 2** テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます 令和6年2月1日～  
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3** 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます 令和5年10月1日～  
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

## 【参考：3・3・3運動】

玉掛け作業を行った際の玉掛けの不備による荷崩れ、作業者への荷の激突を防止するため、以下の通りに巻き上げを行う。

- ①玉掛け後、荷から3 m以上離れる。

※荷の玉掛け者、他の作業者への激突を防止する。

- ②微動巻き上げで30 cm程度地切りを行い、一旦停止する。

- ③停止した状態で3秒間、荷の安定を確認する。

※荷の安定に異常があれば、再度荷を下ろしてから玉掛けし直す。

※荷振れを抑えるためには介錯ロープを使用し、荷に直接触れないようにする。



## 【参考：グーパー運動】

重機が稼働している作業エリアは原則立入禁止となるが、やむを得ず立ち入る場合は以下の手順で重機作業を一時中断する。

- ①立入者はパーの手を掲げ、重機の運転者に立入る意思のあることを伝える。

- ②運転者はパーの手を掲げている立入者の姿を認めた場合は作業を一時中断し、安全な状態で重機の運転を一時取りやめる。

※バックホウはバケットを地面に置き、安全レバーでロックをし、エンジンを止めるかアイドリング状態にする。

- ③運転者は重機を停止したことを確認し、グーの手を掲げて立ち入ってよいことを立入者に伝える。

※グーの手を上げることで操作レバーから手を離し、誤動作を防ぐ。

- ④グーの合図を確認後、立入者は作業エリアに立ち入る。

## 4. 交通事故の防止

### 4.1 当社従業員実施事項

- a) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(厚生労働省)に基づく、運転者に対する交通安全教育と交通労働災害の防止
- b) 当社従業員への交通事故防止のための自己啓発強化(交通安全KYT)
- c) 加害交通事故・交通違反を起こした当社従業員に対する「ドライブレコーダーデータ提出」と「安全運転講習会への参加」、「再発防止対策案」を提出
- d) 施工計画時に危険マップ等を用いた交通保安対策の事前検討実施
- e) 運搬等工事車両の運行経路の確認と経路環境への対策検討
- f) 道路使用(占有)許可申請と許可条件に沿った作業計画の作成と周知
- g) 工事に伴う交通影響の近隣住民等への事前説明・周知
- h) 運転をサポートする機能を有した車や装備の積極的な導入と点検
- i) 当社従業員に対するアルコール検知器を使用した確認と記録及び協力会社への指導



厚生労働省  
交通労働災害防止の  
ためのガイドライン

### 4.2 協力会社及び当社従業員の実施項目

- a) 工事に伴う交通安全管理対策の実施
  - 1) 交通誘導員の配置による安全の確保
  - 2) 警察、道路管理者との事前協議
  - 3) 道路使用(占有)許可申請条件の遵守
  - 4) 歩行者への安全通路の確保
  - 5) 車両運行ルートの実態把握による安全運行の確保
  - 6) 傾斜面駐車時の輪止め(車止め)を使用
  - 7) 工事関係標識、保安施設、広報板等の設置
  - 8) 過積載、荷崩れ等生じないように積載
  - 9) 一般車両の現場内に進入の防止(交通誘導員、囲い、柵、ガード等を設置)
  - 10) 工事現場内の車両運行経路、駐車位置、速度制限、標識、誘導者の配置等の策定
- b) 日常・新規入場時における交通安全指導
  - 1) 時節毎に交通安全教育と、交通マナー、交通ルール違反が無いように指導
  - 2) 作業所周辺の交通状況を考慮した安全運転教育の実施
  - 3) 運転者の健康状態を把握し、異変があるときは運転を控えさせること
  - 4) 携帯電話の使用等の「ながら運転」の禁止
  - 5) タイヤ、ドライブレコーダー等の点検や消耗部品の適時交換・修理

## 5. 熱中症による労働災害防止

(厚生労働省 令和5年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱より)

### 5.1 作業所実施項目：準備期間(4～5月)中に実施すべき事項

- a) 暑さ指数(WBGT)の把握の準備
- b) 夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画の策定(交代休憩、単独作業禁止等考慮)
- c) 身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備の設置
- d) 冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保
- e) 熱中症予防に効果的な機器・用品、着衣等の用意
- f) 冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保
- g) 厚生労働省ポータルサイトや関係団体を活用した教育研修の実施
- h) 救護訓練等、労働衛生管理体制の確立
- i) 緊急時の対応の事前確認 搬送先病院の把握や緊急時対応についての周知

## 5.2 協力会社及び当社従業員の実施項目

- a) WBGT 値（暑さ指数）の早期把握と必要に応じた追加対策を実施
- b) 作業員の作業内容毎に休憩時間を考慮した作業計画（特にコンクリート打設作業等）、単独作業にならない作業計画の作成
- c) 新規入場等における熱中症予防対策に関する教育（下記表）の実施と既往歴の確認

表 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項	範囲
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暑さ指数（WBGT）の意味</li> <li>・現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）</li> </ul>
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の救急措置</li> </ul>
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の災害事例</li> </ul>

- d) 作業開始前の職長等による健康管理（食事の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、暑熱順化の不足等）を実施
- e) 朝礼等で熱中症対策の確認及び塩分・水分の積極的接種、休憩など周知（厚生労働省 働く人の熱中症ガイド 等の掲示）
- f) 作業巡視の声かけ実施

## 5.3 協力会社及び当社従業員の処置対応

- a) 「手足がつる」「立ちくらみ・めまい」「吐き気」「汗が止まらない。逆に汗が出ない」等の症状が出た時は直ちに連絡させるように周知
- b) 「フラフラしている」「呼びかけに反応しない」「ボーッとしている」人を見かけたら直ちに作業をやめさせ、救急処置をし躊躇なく救急車を要請
- c) 休憩後も体調が回復しない場合、医療機関へ受診

【厚生労働省 熱中症サイト】



## 6. 健康に配慮した現場の改善

### 6.1 健康障害防止対策

a) 化学物質等による健康障害防止（厚生労働省：新たな化学物質規制リーフレット参照）

1) SDS等による危険性・有害性の情報の伝達

- ① SDS等の「人体に及ぼす作用」の周知と情報の定期確認
- ② 事業場内別容器保管時の適切な措置（小分け、移し替え時の容器にラベル表示）



2) 自律的管理に向けた実施体制の確立

- ① リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は**化学物質管理者を選任**
- ② リスクアセスメント結果に基づき保護具を使用させる場合、**保護具着用管理責任者を選任**
- ③ 衛生委員会の付議事項のばく露低減措置、健康診断結果やそれに基づく措置の追加

3) 化学物質リスクアセスメントの実施と結果に基づくばく露低減措置の実施

- ① リスクアセスメント結果等に係る記録を作成し3年間保存
- ② ばく露を最小限化（ばく露濃度を基準値以下にする）
- ③ ばく露低減に向け適切な手段を自ら選択（代替品、換気装置の設置、作業方法の改善、有効な保護具の使用など）
- ④ ばく露低減措置等の意見聴取し、記録を3年間保存

4) 不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は、保護眼鏡等適切な保護具を使用の義務

- ① 物質の有害性に応じた労働者に障害等防止用保護具を使用
- ② 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質については保護具着用義務化

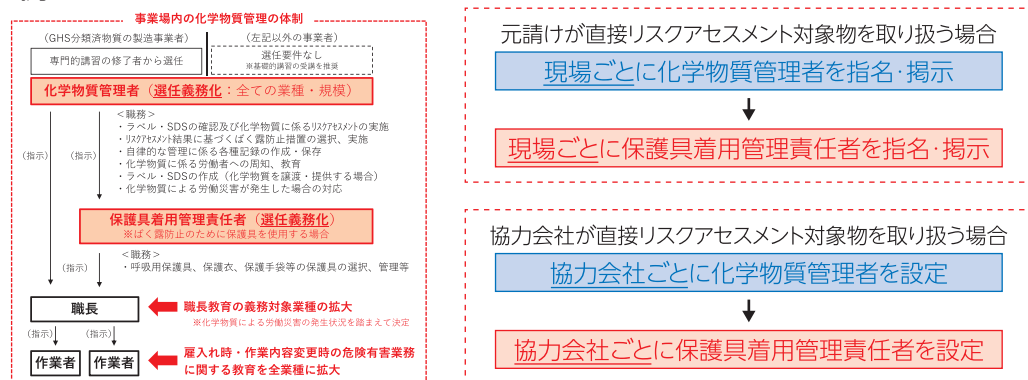
b) 必要な作業主任者を選任し、作業方法決定と作業指揮、保護具の監視を実施

（主な作業主任者：特定化学物質、金属アーク溶接、有機溶剤、石綿、鉛、酸素欠乏、高圧室内等）

c) 有害業務従事者の6ヶ月以内の特殊健康診断の実施と有所見者の2次検診の受診

（主な有害業務：高気圧、放射線、特定化学物質（金属アーク溶接含む）、石綿、鉛、有機溶剤等、粉塵、振動、騒音、夜間作業等）

### 化学物質管理体制 例



d) 粉じんによる健康障害防止対策の実施（防じんマスク、換気装置等適正な使用、アーク溶接時は特定化学物質作業主任者または、金属アーク溶接等作業主任者を選任）

e) 振動障害の防止対策の実施（作業方法、機械の変更、保護具着用等）

f) 騒音障害の防止対策の実施（騒音障害防止のためのガイドライン令和5年4月20日による）

車両系建設機械による掘削、坑内で積込を行う作業場、屋内作業で鋸打ち機等の圧縮空気により駆動される工具を取り扱う業務、研り、破碎業務、チェーンソーで伐採等の作業は騒音レベルを測定し、防音保護具の使用または、使用する機械の変更や工法の改善の実施

g) 酸素欠乏・硫化水素中毒防止対策の実施（換気・点検・防毒マスク等の着用）

h) 石綿による健康障害防止対策の実施

1) 建築物石綿含有建材調査者講習修了者による事前調査の実施

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準（石綿が無い場合でも報告必要）

- ①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限り）の解体又は改修工事

2) 石綿含有不明建材等の有資格分析者による分析調査の実施（石綿含有とみなさない場合）

3) 建物等の解体・改修作業の報告、掲示（周辺住民にも）、及び周知

4) 石綿障害予防規則に則った作業計画の作成、届出及び実施

5) 石綿作業主任者の選任し、作業方法決定と作業指揮、保護具の監視を実施

6) 石綿作業従事者は特別教育の受講者限定

7) 除去作業場所の隔離と飛散・漏洩防止

8) 作業場所の関係業者以外の立入禁止とその旨を見やすい箇所に標示

9) 石綿の切断作業は石綿を湿潤な状態のものとする事又は、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を湿潤化と同等の措置の実施（2024.4.1～）

10) 石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと又は、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置の実施（2024.4.1～）

詳しくは、厚生労働省・環境省公表

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照



石綿除去作業時の掲示物例

石綿除去扱い注意事項周知の表示

Table with 5 columns: 応急措置, 保護具, 取り扱い上の注意事項, 人体に及ぼす作用, 名称. Content includes safety instructions for asbestos removal and health effects.

石綿作業主任者の氏名、職務

Form for recording the name and position of the asbestos work supervisor. Includes a box for the supervisor's name and a list of duties.

立入禁止



事前調査結果および作業内容等

Complex form for recording investigation results and work content, including sections for building information, work methods, and safety measures.

作業場内喫煙及び飲食禁止





### 6.3 心身健康の保持

- a) 新規入場時及び日常の健康状態の確認
- b) 定期健康診断の有所見者の2次検診、保健指導の実施
- c) 作業環境改善による衛生施設・設備の確保
- d) 受動喫煙対策、禁煙の呼びかけ
- e) ストレスチェックによるメンタルヘルス不調者の早期発見と、ケアの実施
- f) 4週8閉所、時間外労働削減へ向けた取組みの推進
- g) 不自然な作業姿勢、無理な動作を軽減（腰痛・転倒予防）
- h) 健康の保持推進活動、労働衛生教育等による健康意識向上

### 6.4 感染症予防、防止対策

- a) 基本的な感染対策は個人や事業者が自主的に判断し実施
- b) ワクチン接種、マスク、手洗い、消毒、換気は感染対策の有効手段であるため適宜実施
- c) 発熱等の体調不良時はなるべく外出を避け、医療機関に受診し感染拡大を抑制

## 7. 公衆災害の発生防止

### 7.1 通行車両・通行人に対する対策

- a) 施工計画時及び計画変更時における公衆の立場に立った事前調査と保安計画の策定・周知と実施
- b) 警察、道路管理者との事前協議の実施
- c) 作業場所、気象に応じた公衆に対する保護設備の設置（立入禁止・安全通路の確保・通行人の転倒防止・飛来落下防止等）及び道路解放時の通路整備
- d) 現場状況に合わせた交通誘導員等の配置と連絡調整の実施
- e) 現場状況に合わせた誘導員、監視員の配置
- f) 夜間における照明設備等の整備

### 7.2 施設関係

- a) 埋設物調査・架空線事故防止チェックシートによる事前調査の実施
- b) 事前調査にて不明確な箇所は、適正な試掘の実施
- c) 重機等作業計画書等による工事施工時防護対策の決定と実施
- d) 現場状況に合わせた監視員の配置と連絡調整の実施

## 8. 火災・爆発災害の防止

- a) 火気使用責任者、火元責任者を定め、使用中および残火点検の確認を実施
- b) 火気使用時は、消火器、水を入れた消火バケツ、消火砂等を配置と設置場所の周知
- c) 引火物・爆発物等はSDS等により危険性又は有害性を確認し、リスクアセスメントを行い、リスクレベルに応じた対策を講じ、作業員へ周知する
- d) 引火物・爆発物等は保管場所を定め、危険物・火気厳禁等の表示を行う
- e) 可燃性ガス等の容器・埋設物付近での火気・火花を伴う機械器具の使用禁止
- f) 火気使用場所（特に溶接、切断作業）における可燃物の除去と火気養生の実施
- g) ガソリン携行缶への取扱いシールの貼付けと取扱い方法の周知
- h) 危険物等の持込み、保管、取扱いの適切管理
- i) 危険物等の別容器保管時の適切な措置（小分け、移し替え時のラベル表示等）
- j) 可燃性ガスの発生のおそれがある場所では、ガス濃度を測定し適切な対応の実施
- k) 避難訓練、消火訓練の実施
- l) 避難通路の確保（通路に物を置かない）

GHS マーク例



炎



ガスボンベ

## 9. 崩壊・倒壊による労働災害の防止

### 9.1 作業所実施項目

- a) 施工計画時及び計画変更時の地山等の事前調査と工法等の検討
- b) 作業手順書による作業方法等の確認及び改善の指示
- c) 土止め支保工、足場、型枠支保工組立図等の作成と協力会社への指導
- d) 点検責任者による作業方法等の確認及び改善の指示
- e) 小規模掘削工事における「土止め先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省) 遵守と協力会社への周知
- f) 「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」(厚生労働省) に基づく作業計画の作成
- g) 掘削面の高さに応じ、作業主任者の選任と氏名・職務の掲示を指示
- h) 点検を通じた発注者・調査設計者・施工者の地質の情報の共有
- i) 斜面の点検者に対する安全教育の実施
- j) 立入禁止区域の設定と表示
- k) 気象条件等による作業中止と作業再開前の点検

### 9.2 協力会社実施項目

- a) 作業手順書の作成・周知
- b) 地山、土止め支保工、足場、型枠支保工等作業主任者の選任と直接の作業指示
- c) 職長・安全衛生責任者による作業方法・手順等の適切な指示及び実施状況の点検、確認の実施
- d) 小規模掘削工事における「土止め先行工法に関するガイドライン」の遵守
- e) 「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」の遵守
- f) 斜面の点検者に対する安全教育受講の促進
- g) 職長・安全衛生責任者・作業主任者等適格者による安全点検(作業開始前・臨時)の実施
- h) 地山及び仮設設備等の異常発見時の即時報告と是正
- i) 崩壊・倒壊危険箇所への立入禁止措置の徹底

## 10. 飛来・落下による労働災害の防止

- a) 施工計画時及び計画変更時における事前調査と工法等の事前検討
- b) 作業手順書の周知と作業方法等の確認
- c) 混在作業における作業間の連絡調整
- d) 上下同時作業の禁止
- e) 作業場所外への飛来・落下防止措置の実施
- f) 立入禁止区域の設定と表示
- g) 資材の整理整頓及び強風が予想される場合の緊結等指示と実施確認
- h) 朝顔、メッシュシート、幅木等落下防護設備の設置
- i) 物体の投下設備の設置と投下時の監視人の配置
- j) 重量物取扱い作業時における安全な作業手順の遵守
- k) 職長・安全衛生責任者等適格者による不良箇所の即時是正
- l) 悪天候などによる作業中止の周知徹底と事後点検の実施
- m) 飛散等の恐れがある作業は保護眼鏡の着用

## 11. 機械・工具等による労働災害の防止

- a) 作業に応じた適切な機械・工具の選定と正しい使い方の確認と周知
- b) 運転・操作に必要な免許・資格の取得と確認
- c) 適切な保護具の点検・使用(保護メガネ、手袋、防じんマスク、甲プロテクター等)
- d) 機械・工具の作動と安全装置の有効性を作業開始前に点検
- e) 安全装置、カバー等の無効化禁止
- f) 作業に必要な安全教育の実施
- g) 機械工具の取扱いに不慣れな作業員への指導と監視

## 1 2. 転倒災害の防止

### 1 2. 1 ハード面からの転倒対策

- a) 通路、作業場所の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- b) 5 S活動による危険源の除去、安全通路確保
- c) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- d) 危険箇所の標示等、「見える化」の実施
- e) 冬期間の通路と作業場所の除雪、融雪、凍結防止の実施
- f) つまずき、すべりにくい履物を着用

### 1 2. 2 ソフト面（行動、管理面）からの転倒対策

- a) 時間に余裕を持った行動
- b) すべりやすい場所では小さな歩幅でゆっくり歩行する
- c) ポケットに手を入れないで歩行する
- d) 転倒災害防止月間での取組み強化
- e) 転倒災害防止に関する教育・KY活動の実施

年齢・男女別 労働災害発生率（転倒）



データ出典：労働者死傷病報告（令和3年）  
労働力調査（基本集計・年次・2021年）より

## 1 3. 高齢者による労働災害の防止

- a) 「高齢者就業報告書」（65歳以上）の提出による作業内容の確認と指導
- b) 新規入場時及び日常の健康状態の把握（既往症）
- c) 新規入場者教育時、高齢者への安全教育の実施（高齢者就労報告書）
- d) 高齢者の配置に関する指導及び配慮
  - 1) 高所作業・重量物の取扱い等への適正確認
  - 2) 作業内容を明確にし、具体的に指示
  - 3) 夜間作業への従事を極力減らす
  - 4) 一人作業を極力減らす
  - 5) 身体機能の低下による災害事例やヒヤリハット事例から対策の洗い出し
- e) 高齢者に配慮した作業方法・作業環境の整備
  - 1) 作業ペースと作業時間・休憩頻度
  - 2) 作業箇所・通路の適切な照度
  - 3) 段差・傾斜・濡れ・凍結等つまずきの原因を解消し、解消が困難なときは標示による注意喚起を明示
  - 4) 重機周辺作業での接触防止対策の実施
  - 5) 不自然な作業姿勢、無理な動作を軽減
- f) 暑熱・寒冷環境下での頻繁な健康状態の確認・休憩

## 1 4. 年少者・未熟練者による労働災害の防止

- a) 雇入れ時教育に対する指導・援助
- b) 「年少者就労報告書」による確認と指導
- c) 年少者・未熟練者に配慮した教育の実施と適正配置に対する配慮
- d) 必要な資格等の確認と取得に際しての配慮
- e) 職長・安全衛生責任者等による作業中の指導・援助
- f) 上長や先輩に相談しやすい環境作りに努める

## 1 5. 外国人労働者等による労働災害の防止

- a) 外国人労働者の在留資格については、「資格等の一覧表」に従った入場前の必要事項確認の実施
- b) 「特定技能外国人等 建設現場入場届出書」、又は「外国人技能実習生 建設現場入場許可申請書」による確認と指導 ※「技能実習制度」は「育成就労制度」へ変更予定
- c) 技能実習生の場合、技能実習指導員の現場常駐を確認

- d) 日本語能力が現場での安全確保に十分であるか（最低限の安全指示や安全看板の理解度等）を確認
- e) 外国人労働者に対する教育テキスト（厚生労働省）等を用いた送り出し教育の実施
- f) 注意標識等の視覚を用いた、危険箇所の注意喚起（建災防統一安全標識の活用）

## 16. 感電災害・電気事故の防止

- a) 感電災害防止対策の実施
  - 1) 高圧架空線等に近接して作業する際の感電防止
    - ① 工事開始前の調査及び計画の策定
    - ② 安全な離隔距離の確保と作業方法の指示
    - ③ 送・配電線の防護
    - ④ 「高圧線注意」等の注意標識を表示
  - 2) 移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具、アーク溶接機による感電防止
    - ① 作業開始前点検と異常時の補修又は取り替え
    - ② 絶縁用保護具の使用
    - ③ 漏電しゃ断装置、アースの設置
    - ④ 発汗による感電事故防止対策の実施
- b) 電気火災事故防止対策の実施
  - 1) 仮設電気設備維持管理体制の確立
  - 2) 仮設電気設備点検体制の確立

## 17. 海上・河川付近での事故防止

- a) 救命胴衣の完全着用
- b) 海象、気象情報の早期把握と早めの退避
- c) 船舶使用条件の確認
- d) 関係官庁との事前協議の実施

## 18. 鉄道関連工事（営業線近接工事等）の事故防止

- a) 営業線工事保安関係標準仕様書※の遵守
  - b) 関係者との十分な事前協議の実施と指示内容の遵守による作業
  - c) 請負工事等従業員触車事故防止マニュアル※、請負工事等従事員感電事故防止マニュアル※の遵守
  - d) 跡確認マニュアル※の遵守
  - e) 鉄道工事従事者への安全教育の実施
- ※東日本旅客鉄道株式会社 発行

## 19. 悪天候による労働災害の防止

- a) 気象情報の早期把握と作業中止を含む適切な対応
- b) 作業再開前の臨時点検の実施
- c) 降雪地の雪崩、屋根等高所からの落雪による災害防止対策の実施
- d) 降雨・降雪・凍結による転倒等労働災害防止対策の実施

### 〈参考〉

悪天候等の種類	作業中止基準
強風とは？	10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
大雨とは？	1回の降雨量が50mm以上の雨
大雪とは？	1回の降雪量が25cm以上の雪
暴風とは？	瞬間風速が毎秒30mを超える風
中震以上の地震とは？	震度4以上の地震

# 墜落・転落災害防止に関するガイドライン (株)植木組

平成 16 年 4 月制定  
平成 21 年 6 月改訂  
平成 27 年 7 月改訂  
平成 31 年 3 月改訂  
令和 元年 10 月改訂  
令和 3 年 3 月改訂  
令和 6 年 3 月改訂

## ◎ 趣旨

作業足場や作業構台及び仮設通路等の組立・解体作業はもとより、その使用にあたり墜落・転落災害の発生を防止するために、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正と業界団体の安全基準を鑑みて、今後より一層の安全施工基準の向上を図るために、当社施工の標準的工事（作業）における「墜落・転落災害」防止の基準である『墜落・転落災害防止に関するガイドライン』を定めた。

・法令規則による箇所は条項を記入し、当社の基準には下線を記している。

## 【Ⅰ 管理的事項】

### 1 事前検討

事前審査等工事着手前に、各作業工程に応じて生ずる「墜落・転落危険有害要因」の抽出及びそれに対する必要な措置を検討し、対策を講ずる。

なお、手すり等を一時的に取り外す場合の具体的な墜落防止対策についても検討の対象とする。

### 2 計画の作成

上記 1 の検討結果に基づき施工計画書（安全衛生管理計画書）、足場の組立・解体図等で具体的措置を計画し、それに基づき対策を実施する。

足場の組立図は、墜落防止設備の設置や建地と床材の隙間寸法確認や足場の点検等が的確に実施されるように、その高さによらず作成し、組立作業に着手する前に関係労働者に周知する。

### 3 作業打合せ

安全作業打合せにおいては、変化する作業に伴い生ずる「墜落・転落危険有害要因」を検討し、それに対する具体的防護措置の周知と履行状況を確認する。

### 4 作業中の管理

(1) 作業主任者は、墜落制止用器具及び保護帽の適正使用状況を監視し必要な指示を行う。(安衛則 566 条)

(2) 職長は、作業手順書に基づく作業状況を確認し必要な指導を行うとともに、防護設備の不備等を把握したときは、必要な措置をとる。

(3) 作業所長は、現場巡視により問題事項を早期に把握して必要な指示指導を行う。

## 【Ⅱ 墜落危険箇所の防護措置】

### 1 足場・作業構台及び架設通路

#### (1) 共通事項

① 足場と躯体間の間隔が 30cm 以上の場合、足場と躯体との間に水平に張った網（以下「防網」という。）又はブラケット等による作業床を設置する。

② 昇降用の階段部（階段と布わく板との間の開口部）には、階段手すり枠を設置する。

③ 足場の作業床と建物内部との連絡通路は次により設置する。

ア 幅は 40cm 以上とする。(安衛則 563 条)

イ 高さ 90cm 以上の手すりを設けることに加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）を設ける。(安衛則 552 条)

※ 労働安全衛生法では、「高さ 85cm 以上の手すり」であるが、植木組では、90cm 以上としている。以降の手すりの高さについても同様。(仮設工業会、建設業労働災害防止協会 90cm 以上を奨励)

ウ 勾配がある場合は滑り止めを設置(高低差が大きいときは階段を設置)する。(安衛則 552 条)

④ 作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しない。又、作業員に周知するため表示する。(安衛則 562 条)

#### (2) わく組足場 (安衛則 563 条)

① 原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき組立・解体を行う。

※ 平成 15 年 4 月制定：平成 21 年 4 月 24 日改正／令和 5 年 12 月 26 日改正（厚生労働省）

② 作業床の幅は 40cm 以上とする。

③ 床材間の隙間は、3cm 以下とする。

④ 床材と建地の隙間は 12cm 未満とする。

- ⑤ 妻側の小口止めは、高さ 90cm 以上の手すりを設けることに加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）」を設ける。
  - ⑥ 「交さ筋かい」に加え、「高さ 15cm 以上 40cm 以下の位置に下さん」を設置するか、「高さ 15cm 以上の幅木の設置」あるいは、「手すり枠」を設ける。
  - ⑦ 高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート、防網の、いずれかを設けて物体落下防止措置をする。ただし「高さ 15cm 以上の幅木の設置」がある場合は、墜落防止措置と措物体落下防止措置を兼ねることが出来る。
- (3) **わく組足場以外の足場（単管足場等）（安衛則 563 条）**
- ① 作業床には、「高さ 90cm 以上の手すり等」に加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）」を設ける。
  - ② 高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシート、防網のいずれかを設けて、物体の落下防止措置をする。
  - ③ 床材と建地の隙間は 12cm 未満とする。
  - ④ 本足場の原則使用（安衛則 561 条の2 新設）令和 6 年 4 月 1 日施行  
幅が 1 m 以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場（1 スパンの作業床が 4 本の建地で囲われている足場）を使用する。  
※「幅が 1 m 以上の箇所」が、公道でその道路占用、同使用許可が下りない場合、他、注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合、障害物が存在する場合等は適用しない。
- (4) **作業構台（荷上げ構台・乗入れ構台等）、架設通路**
- ① 作業床には、「高さ 90cm 以上の手すり等」に加え中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）」を設ける。（安衛則 575 条の 6）
  - ② 作業床には、「高さ 10cm 以上の幅木」を設ける。（足場の構面外部にメッシュシートを設ける場合を除く。）
  - ③ 原則として手すり及び幅木は建地の内側に取付ける。
- (5) **足場の組立て等の作業（安衛則 564 条）**
- ① 組立て、解体又は、変更の時期、範囲及び順序を作業員に周知する。
  - ② 組立て、解体又は、変更の作業を行う区域内は、関係者以外立入禁止とする。
  - ③ 適切な墜落・転落防止設備がない場合、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、墜落制止用器具を使用させること。
- (6) **安全点検（日常始業前点検）**
- ① 足場等を使用して作業を行う事業者の職長及び当社は、作業開始前の足場（吊り足場以外）・作業構台・架設通路の、墜落防止設備の取り外し又は脱落の有無について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は直ちに補修する。（安衛則 567 条）
  - ② 吊り足場を使用して作業を行う事業者の職長等及び当社は、作業を開始する前に、墜落防止設備、物体の落下防止設備、構造部分及び構成部材について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は直ちに補修する。  
（安衛則 568 条）
  - ③ 足場等を使用して作業を行う事業者及び当社は、点検結果と異常を認めた時の措置内容を記録し、その請け負った工事が終了するまで保存する。
- (7) **悪天候若しくは中震以上の地震発生時後、又は足場の組立・一部解体・変更後（以下「悪天候後等」と記載）の措置（作業構台を含む）（安衛則 567 条）**
- ① 足場を使用して作業を行う事業者及び注文者（元方事業者等）は、「悪天候後等」において、墜落防止設備（及び倒壊防止、飛来落下物防止設備部分）について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は速やかに補修を行う。
  - ② 足場を使用して作業を行う事業者及び注文者（元方事業者等）は、「悪天候後等」足場の点検者氏名、点検結果と異常を認めた時の措置内容を点検表や工事日誌等に記録し、各々の当該工事が終了するまで保存する。

## 2 開口部

- (1) **小さな開口部（床下点検口、材料荷揚げ用ダメ穴等で概ね一辺が 1.2 m 以下のもの）**
- ① 常時使用しない箇所は、はっきり明示（「開口部注意、深さ○m」等の見える化）した専用の蓋を設けて塞ぐ。
  - ② 蓋は、丈夫な材料を使用し、裏面には開口の大きさに合わせたさん木等を取付けて蓋のずれ防止をする。

- (2) **大きな開口部（エレベーターシャフト、ダクト・パイプシャフト、マシンハッチ、内部階段等）**
- ① 開口部の周囲に、「高さ 90cm 以上の手すり等」に加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）を設ける。なお、上部に開口部がある最下層では、柵で囲い「立入禁止」の明示をする。（安衛則 519 条）
  - ② 高さ 10cm 以上の幅木を設ける。
  - ③ 可能な限り安全ネットを設ける。（安衛則 519 条）
  - ④ 当該箇所から荷揚げする必要がある場合は、作業員が使用する墜落制止用器具を使用の為の設備を設けるとともに、十分な照明を確保する。（安衛則 521・523 条）
- 3 **スラブの端部（外部に足場がない場合）**
- ① 「高さ 90cm 以上の手すり等」に加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）を設ける。（高さ 10cm 以上の幅木を設ける）
  - ② 作業の性質上、①によることが困難な場合は、立入禁止措置として端部から 1 m 以上離れた位置に高さ 90cm 程度のロープ・単管バリケード等を設置し、併せて「立入禁止」の表示を取り付ける。
  - ③ やむを得ず①又は②の外側で作業する場合は、必ず墜落制止用器具を使用できる設備を設ける。（安衛則 521 条）
- 4 **勾配が 40 度以上の法肩、高さ 2 m 以上の路肩（通路として使用する場合）、深さ 2 m 以上の掘削箇所等の端部**
- ① 「高さ 90cm 以上の手すり等」に加え、中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）を設ける。
  - ② 作業の性質上、①によることが困難な場合は、立入禁止措置として端部から 1 m 程度離れた位置に高さ 90cm 程度のロープ、単管バリケード等を設置し、併せて「立入禁止」の表示を取り付ける。

### 【Ⅲ 墜落・転落防止に関連する個別基準】

#### 1 移動式足場の設置基準

- ① 高さの限度と構造は、「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針」による。  
※ 昭和 50 年 10 月制定（厚生労働省技術上の指針公示）
- ② 高さ 4 m 以上の昇降には、原則として安全ブロックを設置する。
- ③ 高さ 10cm 以上の幅木を設ける。
- ④ 移動時は次に注意する。  
ア 作業員が乗ったまま移動しない。  
イ 作業床上の材料が落下するおそれがある状態で移動しない。  
ウ 移動には十分人員を配置し、たえず前方を注意し転倒を防止する。
- ⑤ 移動式足場の安定性が確認されない限り、枠外に張り出した昇降路の設置とその使用を禁止する。（安定性の確認方法は①の指針による）

#### 2 移動はしごの使用基準

- ① 原則として「昇降用」としての使用に限定する。
- ② （ごく短時間である等）やむを得ず「作業用」として使用する必要がある時は、作業所長の許可制とし、許可の場合でも必ず 2 人作業とする。

#### 3 脚立の使用基準

- ① 脚立の単独使用は原則禁止とする。「単独使用」とは、脚立を他の脚立、足場板と組合わせることをせず、単独で使用して作業を行うことを指す。
- ② 適切な作業床が確保できる可搬式作業台、ローリングタワー等による作業が不可能である場合は、「脚立の単独使用許可申請及び誓約書」（以下「申請・誓約書」という）を現場代理人（所長）に提出し、その許可により脚立を単独使用することが出来る。（協力会社提出書類の提出による）
- ③ 現場代理人（所長）は申請書の作業内容を確認し、許可を行う場合は、申請・誓約書に捺印の上保管し、許可を証する「脚立の単独使用許可証」（ステッカー）を配布する。申請者は脚立の単独使用許可証（ステッカー）を脚立に貼り付けてから使用する。但し、脚立足場の足場板の受け台として使用する脚立においては、脚立の単独使用許可証（ステッカー）の貼り付けは除外する。
- ④ パイプ脚立はその持込を許可しない。
- ⑤ 脚立は、仮設工業会、製品安全協会、軽金属製品協会、日本工業規格のいずれかの認定規格を満たすものとする。
- ⑥ 足場板の敷き並べをする場合の基本は 3 点支持とする。2 点支持の場合で、支点間距離が 180cm 程度以上となる場合は 2 枚重ねとし、それをゴムバンドで固定する。（安衛則第 563 条 4 項 1 号）
- ⑦ 脚立足場における足場板の突き出しは 10cm 以上 20cm 以下、長手方向の重ね長さは 20cm 以上としてゴムバンドで固定する（安衛則第 563 条 4 項 1 号）
- ⑧ 他の使用基準は「申請・誓約書」の誓約事項の 2 による。

#### 4 安全ネット及び水平ネットの設置

- ① 安全ネット及び水平ネットの取付けは、「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」に基づき行う。※ 昭和 51 年 8 月 6 日 技術上の指針公示第 8 号（厚生労働省）

#### 5 昇降設備の設置基準

- ① 高さ 1.5 m 以上の箇所を上下する必要がある場合は、安全・安定した昇降設備を設ける。（安衛則 526 条）
- ② 階段設置の場合は、高さ 90cm 以上の手すり及び中さん等（高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）を設ける。（わく組足場の昇降階段を除く。）
- ③ 幅 90cm 以上のわく組足場は片側手すりと階段手すり枠を設ける。
- ④ 長さ 4 m 以上の固定はしごを設置の場合は、固定するとともに安全ブロックを取付ける。

#### 6 高所作業車による作業

- ① 作業床上では墜落制止用器具を使用する。（安衛則 194 条の 22）

#### 7 杭打ち機など移動式機械設備の高所（運転席を除く）又は構造物天端における短時間臨時作業（但し、高所作業車を使用して作業を行う場合は、上記 6 による。）

- ① 作業指揮者を指名し、その指揮の下に作業を行う。
- ② 墜落制止用器具の取付け可能な箇所を確保し、原則として墜落制止用器具を使用する。

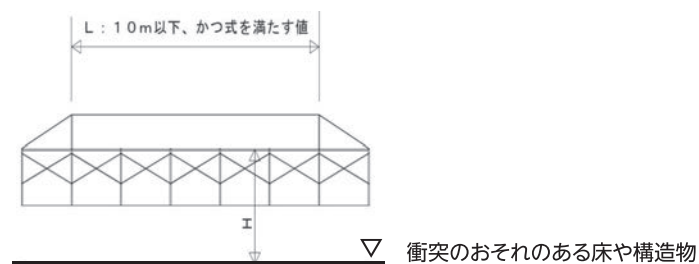
### 【IV その他】

#### 1 防護設備を一時取り外す時の墜落防止措置について

- ① 墜落・転落防止用に設置した、「囲い、手すり、柵、覆い」等の防護設備を、やむを得ず取りはずす場合は、作業所長の許可を得てからとし、作業終了後は直ちに復旧し、作業所長に報告する。
- ② 作業所長は、取りはずす防護設備に替わる墜落・転落防止措置（墜落制止用器具取付設備、墜落制止用器具の使用等）が、確実に実行されることを確認した後に許可する。
- ③ 当該作業中は、その周囲に「立入禁止」を明示し、トラロープ等により「関係者以外の立入を禁止」する。

#### 2 親綱について

- ① 親綱は、墜落危険箇所に手すり等を設置することが困難な場合や手すり等を一時的に取りはずして作業を行う際に、墜落制止用器具を取り付けるための設備として設置するものである。従って、手すり等が設置できる状況にありながら、その代わりに親綱を張って作業を行うことは禁止する。
  - ② 親綱の支柱への取付け位置は、作業床より 90cm 以上（腰高以上）200cm 以下の高さとする。
  - ③ 支柱のスパン（L）は、10 m 以下、かつ、支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面等との垂直距離（H）に応じて  $L = 40 \times (H - 4) / 11$  により算出した値以下とすること。
- ※ 令和元年 12 月 12 日「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器等」の認定基準及び使用基準の一部改正について（一般社団法人 仮設工業会）



- ④ その他、仮設工業会の「親綱支柱の構造等に関する技術基準」による。
- ※ 平成 15 年 8 月 31 日発行：墜落防止設備に関する技術基準（仮設工業会）

#### 3 保護具について

- ① 保護帽は、検定合格品の墜落時保護用を着用する。（安衛則 539 条）
- ② 高所作業時は、墜落制止用器具を着用し指定作業について必ず使用する。  
なお、手すり等が設置されている箇所であっても、開口部周りでの荷揚げ作業時には荷に引かれ墜落するおそれがあることから墜落制止用器具を使用して作業を行う。
- ③ 鉄骨建て方作業は、フックの掛け替えが頻繁に行われ、その際には墜落の可能性が高いことから墜落制止用器具の二丁掛け作業を基本とする。

#### 注意事項

- ・ 当社の基準には下線を記している
- ・ 安衛則 = 労働安全衛生規則、クレーン則 = クレーン規則



# 重機等安全作業ガイドライン (株)植木組

平成 8 年 4 月制定  
平成 10 年 4 月改訂  
平成 16 年 3 月改訂  
平成 31 年 3 月改訂  
令和 3 年 3 月改訂  
令和 3 年 12 月改訂  
令和 6 年 3 月改訂

## ◎ 趣旨

重機等の災害防止については、安全作業基準として「車両系建設機械等の危険防止」及び「クレーン等の危険防止」が定められていたが、平成 8 年 4 月に「車両系建設機械の用途外使用」及び「重機等の作業半径内立入禁止」について安全作業の基準を定め、本ガイドラインを制定した。また、制定後に発生した災害・事故の再発防止、法令の改正及び使用される重機等の変化に対応するため改訂を行った。

- ※・安衛法＝労働安全衛生法、安衛令＝労働安全衛生法施行令、安衛則＝労働安全衛生規則  
クレーン則＝クレーン等安全規則
- ・法令規則による箇所は条項を記入し、当社の基準には下線を記している。

## 1 共通事項

### (1) 事前検討

事前審査等作業着手前に、作業目的に応じて機械（機種・能力）を選定し、機械の使用・配置計画書を作成する。

- ① 計画届該当工事 社内審査時（安衛法 88 条）
- ② 計画届非該当工事 施行計画書（安全衛生管理計画書）作成時

### (2) 作業計画

作業着手前までに協力会社に重機等作業計画書を提出させ確認・指導する。  
資材搬出入等スポット作業でのクレーン作業計画等の確認・指導を忘れないこと。

- ① 対象機械（安衛則 638 条の 4）
  - ・機体重量 3 t 以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用、締固め用）
  - ・移動式クレーン（吊り上げ荷重 3 t 以上）
  - ・コンクリートポンプ車
- ② 指導事項・車両系建設機械の作業計画の元方計画との適合性（安衛則 155 条）

作業計画は地形、地質の状態、支障物（埋設物・架空線）等を調査・記録し、それに基づき使用する車両系建設機械の種類・能力、運行経路、作業方法を明示していること。

- ・移動式クレーンの作業方法の元方計画との適合性（クレーン規則第 66 条の 2）  
作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、荷の重量、支障物（埋設物・架空線）、移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、作業の方法、転倒を防止するための方法、労働者の配置・指揮の系統を決定していること。

### (3) 作業打合せ

作業打合せにおいて、重機等作業計画書を基に機械の使用予定（作業内容・場所及び条件・埋設物・架空線・荷の種類・形状・重量等）を協議し、変更を含め記録する。

重機等作業計画書（写し）を重機運転者に渡し、内容確認のサインをもらい、重機内に携帯させる。  
作業内容が変更された際は、新たに確認する。

### (4) 運転者の服装等

着衣等の操作レバーへの引っ掛かりによる誤操作を防止するため、作業服、雨合羽の前立て・袖・ポケットは閉じ、安全（反射）チョッキ※1・墜落制止用器具・工具袋等は外して運転席への昇降及び運転を行う。

※1 安全（反射）チョッキ：J R 等発注者から重機運転者が着用を求められている場合はこの限りではない。

## 2 車両系建設機械の用途外使用の禁止

ドラグ・ショベル（バックホウ）による荷の吊り上げ等（安衛則 164 条）

### (1) 用途外使用の禁止

- ① クレーン機能を備えないドラグ・ショベル等によるクレーン作業は禁止とする。
- ② クレーン機能付きドラグ・ショベル等によりクレーン作業を行う際は、必ずクレーン機能を有効にする。（移動式クレーンとして扱われ、用途外使用には該当しない）

### (2) 運転資格

（クレーン則 68 条・安衛則 36 条 16 号、安衛令 20 条 12 号・安衛則 36 条 9 号）

- ① クレーン機能付きドラグ・ショベル等によりクレーン作業を行う場合は、運転する機体の吊り上げ能力に応じ移動式クレーン運転士免許（5t 以上）、小型移動式クレーン運転技能講習修了者（1t 以上 5t 未満）又は移動式クレーンの運転業務に関する安全のための特別教育（1t 未満）を受けた者が行うこと。
- ② クレーン機能付きドラグ・ショベル等により積込、掘削等、車両系建設機械の用途で作業を行う場合は、運転する機体の重量に応じ、車両系建設機械運転技能講習の修了者（3t 以上）又は車両系建設機械の運転の業務に関する特別教育（3t 未満）を受けた者が行うこと。

## 3 車両系建設機械・移動式クレーンの作業半径内立入禁止

- (1) 作業予定に応じて立入禁止範囲を明示し、玉掛業者以外の立入を厳禁する。また、荷の振れ止め（介錯綱等）の要否は現場で協議し決定する。（安衛則 158 条、クレーン則 74 条）

### ① 立入禁止範囲

- ・重機本体と走行、アーム・ブーム等作業装置の可動範囲。ただし、誘導者に誘導させるときはこの限りでない。運転者は誘導に従う。
- ・移動式クレーンの上部旋回体と接触のおそれのある場所及び吊り荷の下。  
（クレーン則 74 条、74 条の 2）

### ② 立入範囲の明示

柵、ロープ、旗、標識、コーン、バリケード等見てわかる物的明示を行う。

- (2) 機械の運行範囲を含め、他の作業者に接近するおそれのない場所を除き、機械の作業指揮者・誘導者・合図者（兼務でも可）を配置し、機械単独作業を禁止する。誘導者・合図者はヘルタイ、腕章等により明示する。
- (3) やむを得ず立入禁止範囲内に入る場合、立入者は重機運転者にパーの手を揚げ合図を送り、運転者が重機等を停止し作業者にゲーの手を揚げ合図を返した後に立ち入ることができる。（**グーパー運動**）

## 4 移動式クレーンの転倒防止

- (1) 巻過防止・過負荷制限・傾斜角制限関連装置の作業開始前の点検及び安全装置解除の禁止（クレーン則 78 条）
- (2) 荷揚げ荷降し場所とクレーン設置位置の事前検討（クレーン則 66 条の 2）
- (3) 十分な広さを有する水平堅土上での設置（鉄板による補強含む）  
（クレーン則 70 条の 3）
- (4) アウトリガー又はクローラの原則最大張り出しによる使用  
（クレーン則 70 条の 5）
- (5) 強風（10 分間の平均風速 10 m/s 以上）時の作業中止及びジフ固定等の転倒防止措置（クレーン則 74 条の 3、4）
- (6) 荷を地切りしない状態での旋回禁止

## 5 玉掛け作業

- (1) 玉掛け者、合図者及び玉掛け補助者等を配置し、玉掛け作業責任者（玉掛け者又は合図者と兼任可）を指名。玉掛け者・合図者はヘルタイ、腕章等により明示する。
- (2) 玉掛け後、玉掛け者は荷から **3 m** 以上離れ、微動巻き上げで **30 cm** 地切りし、停止した状態で **3 秒間**、荷の安定を確認する。（**玉掛 3・3・3 運動**）
- (3) 玉掛け者は使用する移動式クレーンの吊り上げ能力に応じ玉掛け技能講習修了者（1t 以上）又は玉掛の業務に関する特別教育（1t 未満）を受けた者が行う。  
（クレーン則 221、222 条）

## 6 敷鉄板処理作業

- (1) 敷鉄板の吊り方は、現場条件に応じて決定することとするが、平面4点ないし3点吊りの場合は風の影響を考慮すること。
- (2) 専用の吊り具（吊りビーム等）を用いて2点吊りを行う場合、又はやむを得ず1点吊りを行う場合は次のいずれかによること。
  - ① 穴あき鉄板は専用のフック（はずれ止め付）又はシャックルを使用すること。
  - ② 穴なし鉄板ははずれ止め付の専用クランプを使用すること。
  - ③ いずれの場合も、ワイヤロープの種類（玉掛用ワイヤロープ使用・台付用ワイヤロープ不可）と径を確認すること。（クレーン則 215 条）  
なお、荷及び天候等作業条件に応じて荷の振れ止めの措置をすること。
- (3) 鉄板付着土除去作業は原則として行わないこととするが、必要上やむを得ない場合は「天地返し」により行い、吊り荷の下には絶対入らせないこと。（クレーン則 74 条の 2）

	絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
危険性	 (爆弾の爆発)	爆発物:大量爆発危険性 爆発物:火災、爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。
	 (炎)	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所で保管すること。
	 (円上の炎)	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	 (ガスボンベ)	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	 (腐食性)	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
健康有害性	 (どくる)	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	 (健康有害性)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
	 (健康有害性)	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入(誤えん)すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	 (感嘆符)	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は眠気やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性	 (環境)	オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。
	 (環境)	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物/容器を法令にしたがって廃棄すること。

注:代表的な事項を抜粋し記載しております。


大  危険有害性の程度  小

急性毒性（経口）の区分と該当するラベル情報					
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
LD <sub>50</sub> (mg/kg) (判定基準)	5以下	50以下	300以下	2,000以下	5,000以下
絵表示					なし
注意喚起語	危険	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険	飲み込むと生命に危険	飲み込むと有毒	飲み込むと有害	飲み込むと有害のおそれ

ラベル表示

厚生労働省：労働安全衛生法の新たな化学物質規制について より

ラベルの表示



(製品の特名) △△△製品 ○○○○ (絵表示)

(注意喚起語) 危険

---

(危険有害性情報)  
・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 …

(注意書き) ・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……

SDS(安全データシート)

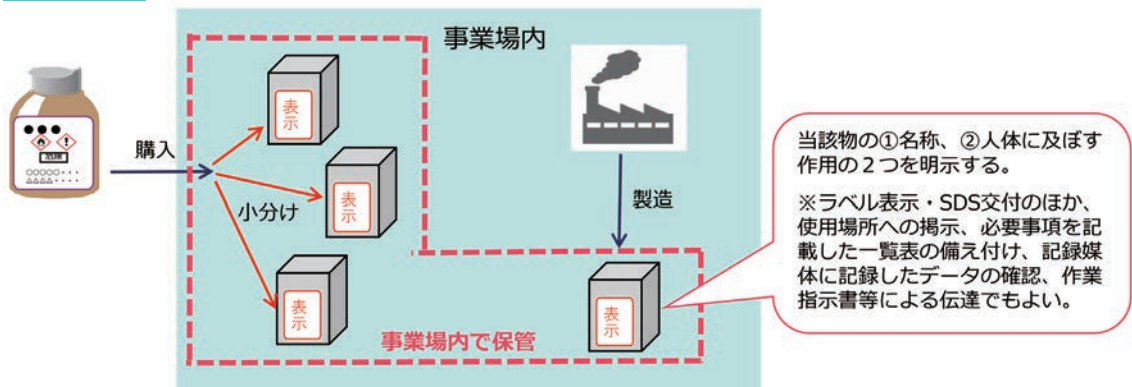
事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



JIS Z7253によるSDSの項目

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報       | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約 (GHS分類) | 10 安定性および反応性  |
| 3 組成および成分情報        | 11 有害性情報      |
| 4 応急措置             | 12 環境影響情報     |
| 5 火災時の措置           | 13 廃棄上の注意     |
| 6 漏出時の措置           | 14 輸送上の注意     |
| 7 取扱いおよび保管上の注意     | 15 適用法令       |
| 8 ばく露防止および保護措置     | 16 その他の情報     |

小分け



化学物質対策（規制項目）

色付は令和6年4月1日施行

実施事項		事業者	化学物質 管理者	その他
化学物質 管理体系の 見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	リスクアセスメント対象物のばく露を最小限度にすること、屋内作業場における濃度基準値設置物質のばく露を濃度基準値以下にすること（後者は令和6年4月1日施行）	○	○	保護具着用管理責任者、 作業主任者
	ばく露低減措置やばく露状況について労働者からの意見聴取、記録作成、保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、 作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	がん等の遅発性疾病の把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成・保存	○		
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制の 確立	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の 強化	SDS等による通知方法の柔軟化（事前に相手方の承諾を得なくとも、文書の交付や電子メール送信等可能）	○	○	
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置強化（別容器等で保管する際も物質の名称や人体に及ぼす作用を明示）	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（通知対象物質の製造・取扱設備も文書交付の対象）	○		
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外	○	○	化学物質管理専門家	
一定の要件を満たした場合に特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	化学物質管理専門家、 保護具着用管理責任者、 作業主任者	



植木組ホームページ(<http://www.uekigumi.co.jp/>)の  
「協力会社提出書類」から必要な安全管理書類がダウンロードできます。

※作業所の安全衛生計画策定の際は「具体的労働災害防止対策」も参考にして下さい。